

令和5年5月2日

生徒、保護者 様

岐阜県立飛騨高山高等学校
校長 神出 建太郎

5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

日頃から、本校教育活動に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されることが決定いたしました。それに伴い、これまでの学校生活における新型コロナに関する取扱いを以下のように変更いたしますので、よろしくお願いたします。

（1）健康状態の把握

これまでの健康チェックカードに代えて「健康セルフチェックシート」を配付しますので、御家庭で健康状態の確認、把握をお願いします。

（2）登校の判断

① 生徒本人が陽性となった

- ・「発症した後5日を経過し、かつ、症状がなくなった後1日を経過するまで」を期間とする出席停止となります。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。
- ・休日に陽性が判明しても公務携帯への連絡は不要ですが、休み明けの欠席連絡で詳細をお知らせください。

② 同居の家族が陽性となった

- ・「健康セルフチェックシート」を参考に、普段と異なる症状があれば、以下の③に従ってください。
- ・特段の症状がなければ登校しても構いません。
注意）登校した後、在校時に自己の健康状態の変化がある場合には、速やかに申し出てください。

③ 生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある

- ・無理をせず、自宅で療養したり通院したりする対応をお願いします。
- ・陽性が判明した場合は、発症日にさかのぼり、①の対応となります。
- ・陽性判明以外の理由で登校しない場合は、原則欠席扱いとなります。

④ 感染が不安で登校を控えたい

季節性インフルエンザと同様に位置付けられたため欠席扱いとなりますが、次の要件を満たすなど、合理的な理由があると学校が認める場合には、出席停止の取扱いとなります。

- ・本人や同居する家族に基礎疾患がある。
- ・居住地域や学校所在地域の感染者が急激に増えている。

登校の判断に悩まれる場合には、遠慮なく学校に御相談ください。

5類への移行にともない、コロナ禍の学校教育活動も新たな局面を迎えようとしていますが、感染力が低下するわけではありません。学校では基本的な感染症対策（家庭との連携による健康状態の把握・換気・手指衛生）を確実に講じながら、充実した高校生活、進路希望の実現に向け支援してまいりますので、今後も御協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。